

奨学のための給付金

「オンライン学習に係る通信費」を追加支給します！

支給要件

次のすべてに該当する場合に支給します。

- 奨学のための給付金の支給対象者（非課税・家計急変世帯）であること
 - オンライン学習に係る通信費を負担している（予定も含む）こと
 - 基準日に生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けている世帯に該当しないこと
- ※生活保護（生業扶助）受給世帯については、生業扶助費から通信費が支給されるため、給付対象となりません。

給付額

一人当たりの給付額：10,000円

世帯区分	給付額	追加支給	合計額
非課税世帯【全日制等】（第1子）	103,500円	10,000円	113,500円
非課税世帯【全日制等】（第2子） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	138,000円	10,000円	148,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	38,100円	10,000円	48,100円

※家計急変世帯についても対象となりますが、7月1日以降に急変した世帯については、申請のあった月の翌月（申請のあった月が月の初日である場合は申請のあった月）以降の月数に応じて算定した額となります。

申請方法

学校の定める期日までに、在学されている学校へ提出してください。

《必要書類》

奨学のための給付金の申請関係書類と合わせて、

「オンライン学習の通信費に係る誓約書」を提出ください。

※申請関係書類をすでに提出済みの場合は、オンライン学習に係る誓約書のみご提出ください。

支給予定日

支給決定通知書の裏面に記載する「入金日のお知らせ」にてご確認ください。

（支給決定後、学校から配付しますので、配付までお待ちください。）

※「奨学のための給付金」と「オンライン学習に係る通信費相当の給付額」は2回に分けて支給される場合がありますので、ご注意ください。その場合は先に「奨学のための給付金」の支給決定通知書及び入金日のお知らせを配付し、その後、「オンライン学習に係る通信費相当の給付額」について支給決定がされ次第、追加支給分の支給決定通知書及び入金日のお知らせを配付いたします。